

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（中略）

（屋外広告業の登録）

第 18 条 島根県の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5 年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（中略）

（講習会の開催）

第 19 条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催するものとする。

（業務主任者の選任）

第 20 条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第 10 条第 2 項第 3 号イの国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) 前条の講習会の課程を修了した者

(3) 他の都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市が行う広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

(5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

2 略

（以下 略）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、島根県屋外広告物条例（昭和 49 年島根県条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（中略）

（講習会の開催等）

第 12 条 知事は、条例第 19 条に規定する講習会（以下「講習会」という。）を開催するときは、その期日、場所その他講習会に関し必要な事項を公告するものとする。

2 講習会を受講しようとする者は、講習会受講願書（様式第 13 号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、講習会を受講した者に対し、講習会修了証（様式第 14 号）を交付するものとする。

4 知事は、講習会修了者台帳（様式第 15 号）を備えておくものとする。

（以下 略）